

第 15 章 準備書についての知事の意見

「川口市戸塚環境センター施設整備事業に係る環境影響評価準備書」(令和2年3月、川口市) に対し、「埼玉県環境影響評価条例」第8条第1項の規定に基づき埼玉県知事から提出された意見は、以下のとおりである。

15.1 全般的事項

(1) 新施設建設について

新施設建設に当たっては、環境保全対策に関する最善技術の導入を検討し、環境負荷の低減に努めること。

(2) 排ガス処理方式について

排ガス処理方式については、最終処分量など、環境負荷を総合的に検討した上で選定すること。

15.2 騒音・低周波音

新施設における騒音の発生源や調査結果における局所的な低周波音の発生の原因を把握し、周辺住宅等に及ぼす影響を低減するよう努めること。

15.3 振動

予測結果が規制値等を下回っている場合であっても、予測の不確実性を考慮し、車両の走行及び施設の稼働により周辺住宅等に及ぼす影響を低減するよう努めること。

15.4 植物

緑化の計画においては、多層構造により緑視率の確保に努め、かつ、高木、中低木について具体的な種類を定めた上で、配置計画の策定を検討すること。

15.5 自然とのふれあいの場

工事車両等の増加により、自然とのふれあいの場の利用者に影響を及ぼすことがないよう努めること。

15.6 事後調査

排ガス処理設備が検討段階にあることを鑑み、微小粒子状物質 (PM2.5) の追加について検討すること。